

令和6年度 グリーン分野の動向等に関する調査の委託

報告書概要

2024年1月10日



【調査項目1】調査の概要

企業におけるグリーンガイドラインの認知度並びにカーボンニュートラルの実現に向けた取組に係る独占禁止法上の懸念を把握することを目的にアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

調査目的・実施方法

調査名

我が国企業のグリーンガイドラインの認知度並びにカーボンニュートラルの実現に向けた取組に係る独占禁止法上の懸念を把握するためのアンケート調査の実施及び結果の分析報告

調査目的

今後のグリーンガイドラインの見直しを検討する上で、わが国企業における最新の動向を把握・整理するにあたり、企業におけるグリーンガイドラインの認知度並びにカーボンニュートラルの実現に向けた取組に係る独占禁止法上の懸念を把握するとともに、調査を通じてグリーンガイドラインの認知度向上を図ること

調査方法

事業者の基本情報、事業者の取組状況・独占禁止法上の懸念、グリーンガイドラインの認知度及び参照状況、グリーンガイドラインの見直しに向けた要望、相談制度の認知度及び活用状況等に関する質問で構成されるアンケート調査を実施した。

また、アンケート調査にて承諾が得られた事業者に対し追加的なヒアリング調査を実施した。

＜アンケート調査の実施概要＞

調査期間：2024年8月20日～2024年10月18日

調査対象：東証プライム上場企業1,642社（2024年8月20日時点）

設問数：19問

調査方法：郵送にてアンケートを依頼し、WEBもしくは郵送により回答

回答企業数：643件（回答率39%）

調査結果の総括

グリーンガイドラインの認知度

- 全回答事業者におけるグリーンガイドラインの認知度は**44%**であった。**公正取引委員会が主体となって発信した報道発表や、公式ホームページからグリーンガイドラインを認知したと回答した事業者が最も多い。**
- 事業分野別で見ると、認知しているとの回答が最も多いのは製造業であり、回答企業数が多い(50社以上)が認知度が平均より低い事業分野は、**卸売業・小売業、金融業・保険業**であった。

事業者の独占禁止法上の懸念

- 全回答事業者のうち、**8%(49社)**が**独占禁止法上問題となるかどうかを議論したり、独占禁止法上問題となるおそれがあるために取組の実施をあきらめた経験がある**と回答した。
- 懸念や議論が発生した具体的な取組としては、**共同の取組に関連するものが最も多く、その中でも競合他社との業務連携に該当する取組を諦めたもしくは議論を行った経験がある**と回答した事業者が**約96%***を占めた。ヒアリングにおいても、競合他社と共同の取組を実施する際には、取組への参加事業者各社が独占禁止法への抵触を意識しているといった意見があった。

※「脱炭素やカーボンニュートラルに向けた取組について、独占禁止法上問題となるかどうかを議論したり、独占禁止法上問題となるおそれがあるために取組の実施をあきらめたりした経験はありますか。」という質問に対し、「はい」と答えた55票のうち約96%。

【調査項目1】調査結果：事業者における取組等の現状把握

全回答事業者の44%がグリーンガイドラインを認知していた。また、独占禁止法上の懸念や議論が生じたと回答した事業者は8%であり、そのうちの9割超が競合他社と共同の取組を実施する際に生じたと回答していた。

グリーンガイドライン・
相談制度の
認知度や参照状況

アンケート

- 全回答におけるグリーンガイドラインの認知度は44%であり、認知しているとの回答が最も多い事業分野は製造業であった。一方、回答企業数が多い(50社以上)が認知度が平均より低い事業分野は卸売業・小売業、金融業・保険業であった。
- 公正取引委員会が主体となって発信した報道発表や、公式ホームページからグリーンガイドラインを認知したと回答した事業者が最も多く、次いで、ニュースや報道等のメディア、法律事務所の情報提供を経由した事業者が多い。
- グリーンガイドラインが公表されていることを認知している企業群のうち、実際に内容を参照したことがある割合は32%にとどまる。特に共同の取組のうち、業務提携に関する部分を参照したと答えた事業者が86%と多い。
- 全回答事業者における相談制度の認知度は28%であり、グリーンガイドラインを認知している事業者における相談制度の認知度は60%にとどまる。

ヒアリング

- 社内の法務部門(独占禁止法チーム等)が、日頃から法務関連のニュースレターや公正取引委員会HPなどを通して法務関連の動向を把握しており、その中でグリーンガイドラインも認知していた企業が複数あった。
- 一方、調達部門の担当者が実務ベースでの取組(下請企業へのグリーン関連の取組要請など)を起点として、グリーンガイドラインを認知したケースもあった。

事業者の
取組状況や
独占禁止法上の懸念

アンケート

- 全回答事業者のうち、8%が独占禁止法上問題となるかどうかを議論したり、独占禁止法上問題となるおそれがあるために取組の実施をあきらめた経験があると答えた。回答企業数は、製造業が最も多い(30票)が、各事業分野における「はい」と答えた事業者の割合は、鉱業(50%)が最も多く、次いで電気・ガス・熱供給(39%)が多い。
- 独占禁止法上の懸念や議論が生じたのは、企業の取組種別のうち、共同の取組に関連するものが最も多く、その中でも競合他社との業務連携に該当する取組を諦めたもしくは議論を行った経験があると回答した事業者が約96%を占めた。

ヒアリング

- 競合他社と共同の取組を実施する際には、取組への参加事業者各社が独占禁止法への抵触を意識しており、構想の初期段階から法務部門のメンバーが参画し独占禁止法に抵触しない形で慎重に取組を進めている、共同の取組における共同研究開発を行うにあたり、競合他社との情報交換や、取組への新規参加者を不当に排除することがないようなルールの検討を行う際に競争法への懸念が発生した、というような声があった。

【調査項目1】調査結果：今後に向けた事業者の要望

グリーンガイドラインの中で、共同の取組における情報交換・情報遮断措置や、業務提携における共同購入における記載の明確化を求める意見が一定見られた。また、相談窓口をより利用しやすくしてほしいという要望も見られた。

今後の相談の必要性について	アンケート	全回答事業者のうち過去に相談実績のある製造業、卸売業・小売業等は今後も変わらず一定の相談が見込まれる。一方、これまで相談実績のない運輸業、建設業、金融業・保険業、サービス業等においても、今後相談窓口を利用する可能性が見込まれる。
グリーンガイドラインの見直しに向けた要望	アンケート	全回答事業者のうち、13%がグリーンガイドラインにおいて更に明確化してほしい点があると答えた。特に、共同の取組における情報交換・情報遮断措置、及び業務提携における共同購入について、更に明確化してほしいという意見が複数の事業者から寄せられた。
	ヒアリング	- ガイドラインの体裁について、文量や専門用語による難しさを指摘する意見や、本編と概要版資料の位置づけの明確化を求める意見があった。 「グリーンの取組」という要素が、どの程度考慮されるのかを明確化してほしいという意見や、独占禁止法上問題となり得る行為、なり得ない行為について、可能な限り要件化・定量化した基準を示してほしいとの声があった - 競合他社と情報交換を行う際に独占禁止法への抵触に係る懸念が発生した、又は情報交換・情報遮断措置に関する部分について最低限満たすべき条件を示してほしい等の意見が複数あった。
相談窓口体制の見直しに向けた要望	アンケート	オンライン・電話*・メール相談・HPにおけるチャット機能等、より気軽な相談方法の拡充を求める意見が全体の31%を占めた。次いで、HPでのより分かりやすい周知や事例情報の拡充など、周知方法や事例の充実化を求める意見が23%であった。
	ヒアリング	- 相談窓口の利用に際してハードルに感じる部分として、グリーンガイドラインの解釈等の微細な疑問点を相談してよいか迷う、結論が出るまでのリードタイムが長く躊躇する、匿名性担保に関して不安を感じるなどの意見があった - 上記の懸念点への対応として、FAQにおいて、具体的な取組事例のみならず、窓口での相談方法や、ガイドラインの解釈に関わる相談事例等の拡充を要望する声が複数あった。 - グリーン分野に関する取組を進める上で、経済産業省の補助金申請窓口と連携してほしいという意見もあった。

*電話による相談は現時点でも実施していることから、「グリーン事前相談窓口」の利用方法や実際の相談事例等に関する周知の拡充について検討する必要があると考えられる。

【調査項目2】調査の概要

海外における競争当局によるサステナビリティ関連ガイドラインの策定状況、脱炭素効果表示に関する算定基準及び規制状況を把握することを目的に、12か国を対象とした文献調査を実施した。

調査目的・実施方法

調査名

海外における競争当局のサステナビリティ関連のガイドラインの策定状況等に係る関連資料・文献等の調査及び整理

調査目的

今後のグリーンガイドラインの見直しの検討に際し、海外競争当局のサステナビリティ関連のガイドラインの特徴、先進的な内容や個別事案に対する対応状況を把握するとともに、事業者のグリーンウォッシュにあたる行為を防止・阻止する公正取引委員会の今後の取組の検討材料を収集すること

調査方法

以下の事項について文献調査を実施した。

1. 海外競争当局のサステナビリティ関連のガイドラインの策定状況等に関する調査
米国、カナダ、EU、オランダ、オーストリア、ドイツ、フランス、英国、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、韓国の12か国の競争当局を対象とし、気候変動やカーボンニュートラルに関するものに限定しない、サステナビリティ全般に係るガイドライン等の検討、制定状況、個別事案に対する対応状況に係る情報を収集し、整理した。
2. 海外における脱炭素効果表示に関する算定基準や規制の状況等に関する調査
1.と同様の国を対象とし、当該国・地域における企業の脱炭素効果表示(B to C及びB to B)の根拠に係る基準や脱炭素効果に係る不当表示に対する規制(グリーンウォッシュ規制等)の状況及び最新の動向を調査し、整理した。

調査結果の総括

1. 競争当局のサステナビリティ関連ガイドライン

- 日本のガイドラインは想定事例等を踏まえた詳細な解説がメインであるが、海外競争当局では、競争法に抵触しない可能性の高い/低いサステナビリティ協定の基本的な考え方を示しているものが多い。
- 海外事例を参考にした、事業者の取組推進に向けた要件の明確化や、相談窓口制度の利用促進に向けた検討が望まれる。

2. 脱炭素効果表示に関する算定基準・規制

- 「エコフレンドリー」「よりグリーンな」等の汎用的な環境表示は、消費者に誤解を与える可能性が高く、海外規制当局は主張を裏付ける明確な証拠の必要性などを強調している。
- 脱炭素効果表示に含まれる「カーボンニュートラル」等の環境表示については、カーボンオフセット行為をその効果として認めるか否かなどについて、国によってスタンスが大きく異なる。

【調査項目2】調査結果：競争当局のサステナビリティ関連ガイドライン

2022年と比較的早い時期にガイドラインを策定したオーストリアに続き、2023年には欧州を中心とした国・地域におけるガイドライン制定が相次ぎ、今年度に至るまで競争当局による策定の動きが活発化している。

国	ガイドラインの名称・所管	概要と特徴
米国	ガイドラインはなし。	
カナダ	ガイドラインはなし。競争法において環境に関する事業者間の協力を当事者の申請に基づき事前に承認し、競争法に抵触しないことを示す証明書を発行する制度が定められている。	
EU	Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements（欧州委員会）	競争企業間における共同購買、生産協定、情報交換等の各種協業に関するガイダンスの9章に新たにサステナビリティ協定の章が新設された。企業間の共同の取組のうち、標準化活動についてはソフト・セーフハーバーが設けられているのが特徴である。
オランダ	ACM's oversight of sustainability agreements（オランダ消費者市場庁）	欧州委員会が水平的協力協定ガイドライン及び水平一括適用免除規則を改正したことを受け、そのルールに沿う形で社会分野の持続可能性目標を追求する協定も明確にスコープに含めたうえで、新たな規則を策定している。
オーストリア	Guidelines on the Application of Sec. 2 para. 1 Cartel Act to Sustainability Cooperations（オーストリア連邦競争庁）	競争法におけるカルテル禁止の免除範囲をサステナビリティの観点で明示的に拡大したことを受け、改訂の解釈及び適用方法に関する補足を目的として作成されたガイドライン。サステナビリティ協定に対する基本方針を示しつつ、競争法に抵触しないサステナビリティ協定の例を具体的に示している。
ドイツ	ガイドラインはなし。各国競争当局とは対照的に、法枠におけるサステナビリティ協定に関する免除規定を段階的に廃止している。	
フランス	Notice on informal guidance from the Autorité in the area of sustainability（フランス競争委員会）	企業のサステナビリティに関連する取り組みを推進するFCAの方針と、非公式ガイダンスの申請にあたっての手続きに関する情報に関する言及に留まる。
英国	Green Agreements Guidance（英国競争・市場庁）	2022年3月、CMAが英国政府に対して提示した環境持続可能性に関する助言に続いて発行されたガイダンス。事業者から寄せられた環境持続可能性目標に向けた取組への競争法の考え方の明確な線引きを求める声を踏まえ作成された。
ニュージーランド	Collaboration and Sustainability Guidelines（ニュージーランド商務委員会）	カルテル行為に対するニュージーランド商務委員会の考え方の方針に加え、競争に影響を与えるもしくは与えない行為をサステナビリティ観点で具体例と共に補足している。
オーストラリア	a draft guide on sustainability collaborations and Australian competition law（オーストラリア競争・消費者委員会）	環境面において良い効果をもたらす企業間協業を推進する際に、企業が考慮しなければならない競争法上のリスクに関する理解促進を目的に策定された。プロダクトステewardシップ活動※について言及されている点が特徴である。
シンガポール	GUIDANCE NOTE ON BUSINESS COLLABORATIONS PURSUING ENVIRONMENTAL SUSTAINABILITY OBJECTIVES（シンガポール競争・消費者委員会）	2050年までにネットゼロを達成するという「シンガポールグリーンプラン2030」を見据え、新製品や新市場の創出における「先行者不利」を克服するためには、競合他社を含む企業が既存・新興・新規事業でコラボレーションを行う必要があることを提言している。
韓国	環境の持続可能性に関連する公正取引法自主遵守ガイドライン(환경적 지속가능성 관련 공정거래법 자율준수 가이드라인 제정)(韓国公正取引委員会)	環境の持続可能性を達成することを目的とした事業者の共同または単独の努力に法適用の解釈に関するガイドラインで、企業の取組に対する基本的な考え方や想定事例については日本のグリーンガイドラインの内容と類似している。

【調査項目2】調査結果：脱炭素効果表示に関する算定基準・規制

各国競争当局が主体となりガイドラインが公開されているケースが多く、中でも消費者に誤解を与えない環境表示の原則や、脱炭素効果表示を含む表示種別の使用基準が設けられているものが多かった。

国	ガイドラインの名称・所管	概要と特徴
米国	Guides for the Use of Environmental Marketing Claims（連邦競争委員会）	環境表示に適用される一般原則や、10以上の環境表示において頻繁に使用される用語の使用基準が定められている。アパレル業界の業界団体や、米化学工業協会の要請を受け、2012年ぶりの改定に向けて現在準備中である。
カナダ	ガイドラインはなし。産業省競争局(Bureau of Competition)が、	既存の競争法へのグリーンウォッシングに関する条項の追加に関して、2024年7～9月の間でパブリックコンサルテーションを実施した。
EU	Directive on Empowering Consumers for the Green Transition（欧州理事会）	一般的に使用されることの多い環境表示に関する用語に関する使用基準を定められている。脱炭素効果に関する環境表示は、実際のライフサイクル影響に基づく場合にのみ使用が認められている点が特徴的である。
オランダ	Guidelines regarding Sustainability Claims（オランダ消費者・市場庁）	経済的、社会的条件にも関係しうるため誤解を招きやすい表現である「コンシャス(意識的)」「レスポンシブル(責任ある)」等の用語の使用基準についても言及している。
オーストリア	ガイドラインはなし。オーストラリア消費者協会(Austrian Consumers' Association)が、グリーンウォッシュと判断された事業者に関する情報を、同協会の公式ホームページ掲載する「グリーンウォッシュ・チェック」制度を導入している。	
ドイツ	ガイドラインはなし。既定の不正競争防止法(Act against Unfair Competition)に基づいて、環境表示を含む消費者に対する広告の許可有無が判断されている。	
フランス	Guide pratique des allegations environnementales(環境表示に関する実践ガイド)(フランス競争・消費・不正防止総局)	本編は二部構成になっており、第1部は2020年2月に公布された循環型経済に関する廃棄物対策法及び2021年8月に公布された気候変動対策・レジリエンス強化法に関連して適用される法的枠組みについて、第2部では、製品やサービスに関連する環境表示の使用が可能な条件を定めている。環境表示の中には、「ロー・テック※」等の新しい概念も含まれている点が特徴的である。
英国	CMA guidance on environmental claims on goods and services（英国競争・市場庁）	事業者が法律を遵守するための原則や、各原則がどのように適用されるのかの例、より詳細なケーススタディー等を示している。ガイダンスと併せて、事業者が自社の環境表示が適切なものかどうかセルフチェックを行うことができるチェックリストも公開している。
シンガポール	ガイドラインはなし。シンガポール広告基準局(Advertising Standards Authority of Singapore)が公開しているシンガポール広告行動規範(Singapore Code of Advertising Practice(SCAP))の付録部分に環境表示に関する指針が示されている。	
ニュージーランド	Environmental Claims Guidelines（ニュージーランド商務委員会）	事業者が製品やサービスに関する環境表示を行う際を守るべき一般的な原則や、公正取引法(Fair Trading Act 1986)に違反しないようにする方法などについて示す。環境表示に使用される用語を10以上のカテゴリに分け、その使用基準を示している点が特徴である。
オーストラリア	Making environmental claims: A guide for business（オーストラリア競争・消費者委員会）	企業が環境表示を行う際を守るべき8つの主要原則と、グリーンウォッシュと見なされる行為に対する罰則などの措置について示している。温室効果ガス排出の観点における環境表示の使用基準を細かく定めている点が特徴である。
韓国	환경 관련 표시·광고에 관한 심사지침(環境関連表示・広告に関する審査ガイドライン)(韓国公正取引員会)	環境関連の表示や広告の不当性を審査するための一般原則を示したうえで、違反となる可能性のある例を詳細に例示しているのが特徴である。

【調査項目3】調査の概要

サステナビリティ領域における企業間の取組に対応しうる経済分析に関する先進的な取組を把握するため、海外競争当局による動向及び実例で使用されている経済分析手法について調査を実施した。

調査目的・実施方法

調査名

温室効果ガス削減の便益と競争制限の不利益の比較分析(経済分析)に関する調査

調査目的

近年、各国において活発化、複雑化しているサステナビリティ領域における企業間の取組に対応しうる経済分析に関する先進的な取組を把握し、公正取引委員会における今後の取組の参考にすること

調査方法

以下の事項について文献調査を実施した。また、2. の調査においては温室効果ガス削減による便益及び競争制限による不利益の定量的な評価、特に貨幣価値化手法に関する取組を重点的に調査した。

1. 海外競争当局の動向

取組が先進的であるEU、ギリシャ、オランダの競争当局における経済分析の位置づけと特徴的な取組の調査を実施し、調査結果を取りまとめた。

2. 経済分析手法

オランダにおける事案や学術的領域における文献を基にした、4つの汎用的な経済分析手法(①限界削減費用による費用便益分析手法、②損害費用による費用便益分析、③仮想的市場評価法、④競争の実質的制限の有無に関する評価)を比較した上で、それぞれの手法の特徴を取りまとめた。

調査結果の総括

1. 海外競争当局の動向

- オランダは特に経済分析の取組が進んでいるが、EU・ギリシャにおいてもサステナビリティ協定に関するガイドラインの内容や、イニシアティブの活動の一環として**取組評価に経済分析を組み込む試み**が見受けられる。
- 中でも特徴的な取組として、オランダでは**外部機関の指標を活用した経済分析の実績の蓄積**、EUは、**経済分析の前提となる取組の便益の類型化や「消費者利益」の解釈方針の提示**、ギリシャでは**「サンドボックス制度」を活用した事業者とのコミュニケーション**を実施している。

2. 経済分析手法

- 当該領域における取組が最も先進的であるオランダ消費者・市場庁(ACM)が扱った事案や、関連する学術的領域における文献を基に4つの評価手法を抽出した。
- 共同の取組のうち、**その取組種別(事業者間の自主基準設定、業務提携等)**によって、用いられる手法は異なる。

【調査項目3】調査結果：海外競争当局の動向

企業間サステナビリティ協定の経済分析に関する取組が先進的なEU、ギリシャ、オランダを対象とし、各国競争当局における経済分析の位置づけと、経済分析に関する特徴的な取組を取りまとめた。

経済分析の位置づけ

特徴的な取組

オランダ

- 2014年に公開した企業間のサステナビリティ協定に関するガイドラインを、現在に至るまで5回にわたり改訂しており、2016年版を除くいずれのガイドラインにおいてもサステナビリティ協定の評価に係る経済分析について言及している。
- 取組の便益評価にあたっては、市場における「将来の消費者」の便益も考慮すべきとしていた2014年版と比較し、最新版の2023年では、欧州委員会の水平的協力協定ガイドラインに沿う形で解釈を狭める姿勢を見せており、今後の動向に注意が必要。

【経済分析の実施における競争当局内の体制】
経済分析の要素を含む事業者の取組評価に関して実績を多く有している。それらの取組においては、オランダ経済・気候政策省（CPB）・オランダ環境評価庁（PBL）等が公表している指標を使用し、取組に係る便益や不利益を評価した上で、更に競争法の観点から競争促進効果、制限効果等を総合的に評価する体制をとっている。

EU

- 水平的協力ガイドライン※において、「サステナビリティ標準化協定」のソフトセーフハーバーに当てはまらず且つ競争法への抵触リスクのある取組は、TFEU第103条3項の第101条1項の適用除外要件の適用可否を評価すべきであり、その際に経済分析が必要になる場合があるとしている。
- 社会全体への便益の詳細な評価手法に関する指針の必要性についても言及しており、欧州委員会として十分な経験が蓄積された段階で、より詳細な指針を提供することを目指す姿勢を示している。

【経済分析の前提となる社会的便益に対する考え方】
取組の経済分析を行う際の「便益」を、「個人的便益（使用価値）」「個人的便益（非使用価値）」「集合的便益」に類型化した上で、「集合的利益」が認められるのは、価格上昇等で不利益を被る可能性のある消費者が、便益を享受する消費者の大部分と重複、もしくはその一部を占めている場合のみであると解釈している。

ギリシャ

- サステナビリティ領域と競争法分野における経済分析に関連したイニチアチブを主導するなど、競争当局による経済分析に向けた関心度が高い。
- イニチアチブの取組の一つとして、ディスカッションペーパーを公開しており、グリーン社会実現に向けた競争当局・競争法の在り方についての方針を示すと共に、競争制限効果が発生する取組の評価方法について言及。
- 業界およびその他のステークホルダーとの協議プロセスを経て、持続可能性に関するガイドラインの策定も検討中であると表明。

【事業者の取組評価における事業者とのコミュニケーション】
事業者が検討しているサステナビリティ協定に対して競争当局が事前に評価・承認を実施する「サステナビリティ開発サンドボックス制度（Sustainability Development Sandbox）」を導入しており、経済分析を伴う取組評価にあたって本制度を活用した運用を想定している。

※欧州委員会（European Commission）が2023年に改定を行った水平的協力協定ガイドライン及び水平一括適用免除規則（Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements）において、サステナビリティ協定に関する章が追加され、事業者の取組評価に係る基本方針が示されている。

【調査項目3】調査結果：経済分析手法

当該分野における取組が最も先進的であると考えられるオランダ消費者・市場庁（ACM）が扱った事案や、関連する学術的領域における文献を基に、経済分析に用いられている4つの評価手法を抽出し、取りまとめた。

手法間の比較

企業の取組別に経済分析手法の活用事例有無を調査したところ、事業者間の自主基準設定や、業務提携の中でもその取組による消費者への影響がない（取組が企業間で完結しており、製品やサービスの価格上昇等、共同の取組自体によって直ちに影響を受けうる特定の消費者等がいない）取組については、「④競争の実質的制限の有無に関する評価」の活用が確認された。

一方、共同の取組の業務提携のうち、消費者への影響がある（製品やサービスの価格上昇等の影響がただちに見込まれる）取組については、「①限界削減費用による費用便益分析手法」、「②損害費用による費用便益分析手法」及び、「③仮想的市場評価法」の活用が確認された。

○：活用事例あり、－：活用事例なし

分析対象となる企業の取組		手法			
		1 限界削減費用による費用便益分析手法	2 損害費用による費用便益分析手法	3 仮想的市場評価法	4 競争の実質的制限の有無に関する評価
共同の取組	自主基準の設定	-	-	-	○
	業務提携 消費者に影響なし（企業間で完結）	-	-	-	○
	消費者に影響あり	○	○	○	-

手法の詳細

手法名	活用例※	手法の概要
1 限界削減費用による費用便益分析手法	石炭発電所の閉鎖事案における二酸化硫黄、窒素酸化物の削減効果の貨幣価値化	温室効果ガス排出量を追加的に1トン削減するために必要なコストを貨幣価値化した限界削減費用を用いて温室効果ガス削減の取組による便益を評価し、取組が与える製品・サービスへの影響により消費者が被る追加的なコストと比較する方法。
2 損害費用による費用便益分析手法	石炭発電所の閉鎖事案における粒子状物質の削減効果の貨幣価値化	将来にわたる気象条件の変化などを踏まえ社会的・経済的な損失の貨幣価値化を通して温室効果ガス削減の取組による便益を評価し、取組が与える製品・サービスへの影響により消費者が被る追加的なコストと比較する方法。
3 仮想的市場評価法	ブロイラーの飼育環境向上に関する事業者間合意（チキン・オブ・トゥモロー事案）	消費者の支払意思額を基に、市場で表面化していない製品やサービスの価値を計測し、サステナビリティ協定の妥当性を確認する手法。支払意思額は、消費者を取り巻く社会的規範や情勢等により変動する可能性がある点に注意が必要である。
4 競争の実質的制限の有無に関する評価	社内炭素価格の事業者間合意事案	取組の実施後も企業の競争環境が適切に維持されているかどうかを、それが満たすべき最低基準と、事業者の市場シェアや各取組で採用している自主基準と比較して評価する手法。

Thank you

www.pwc.com/jp

© 2025 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC, PricewaterhouseCoopers Kyoto, PwC Consulting LLC, PwC Advisory LLC, PwC Tax Japan. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors